

## 国立公文書館法

(平成十一年六月二三日法律第七九号)(参)

### 一、提案理由(平成十一年四月二八日・参議院本会議)

竹村泰子君

……………(略)……………

次に、国立公文書館法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年の六月一日で、参議院の議員立法として制定されました公文書館法が施行されて十一年となります。

この間、公文書館の設立促進等の一定の成果が見られましたが、公文書館法は、基本法的あるいは精神規定的な色彩が濃く、公文書等の保存、利用に関し実際どのような措置をとるかは今後の課題とされておりました。

この点について、現在の国立公文書館は、行政に関する公文書等のみを保存する機関となっており、また情報公開法施行に伴い保管期間が満了した公文書の扱いについての問題も考える必要が出てまいります。

このような状況にかんがみ、本法案は、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とし制定しようとするものであり、その主な内容は、第一に、現在、政令に基づき総理府に設置されている国立公文書館を、法律に基づき設置するものとするほか、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するなど、国立公文書館の任務について規定しております。

第二に、国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとし、内閣総理大臣は、この協議による定めに基づき、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができるものとしております。

第三に、国立公文書館において保存する公文書等は、原則として一般の閲覧に供するものとしております。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、本法案は、昨二十七日の総務委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものでありまして、何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、御報告を申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告(平成十一年六月一五日)

二田孝治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国立公文書館法案について申し上げます。

本案は、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するため、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めようとするものであります。

本案は、参議院提出の法律案でありまして、去る六月三日本委員会に付託され、本日参議院総務委員長から提案理由の説明を聴取し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、私から、理事会等における各党の御意見を踏まえながら、委員会を代表して、確認の意味も込めまして、本案提出者に対し御質問を申し上げましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。